

水質汚濁防止法に係る構造基準等の適合状況チェックリスト

(有害物質使用特定施設 有害物質貯蔵指定施設) の構造基準

※原則として対象施設毎に作成

記載例 1

この番号の欄には水質汚濁防止法に係る構造基準等の適合状況確認一覧表の左端の欄の番号を入れてください。

作成日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

番号 1 施設名 燃焼除害施設 (1)

ア 施設の床面及び周囲の基準 (施設本体の構造基準はな)

対象	基準	区分	内容	適合状況	現状 (具体的に記載)	基準	
床面及び周囲	A	イ	床面は、コンクリート、タイル等の不透水性材料による構造であること (留意点：コンクリートでは水密性。継ぎ目からの浸透防止)	<input checked="" type="radio"/> 適・否	床面厚さ200mmのコンクリート、水密性あり、継ぎ目なし	A基準 <input checked="" type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適	
			床面は、必要な場合は、耐薬品性及び不透水性を有する材質で被覆されていること (留意点：揮発性有機化合物、酸、アルカリ性の溶液などの腐食性(例：フラン樹脂など))	<input checked="" type="radio"/> 適・否	〇〇で被覆、耐薬品性あり		
		防液堤、側溝、ステンレス鋼の受皿等が設置されていること (留意点：想定される流出量に応じた容量の確保など)	<input checked="" type="radio"/> 適・否	施設は防液堤内に設置、想定流出量△△㎡<防液堤容量□□㎡			
	※イ、ロのいずれにも適合すること						
		2		1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	適・否		B基準 <input type="checkbox"/>
		3		施設本体が設置される床の下の構造が、床面からの漏えいを目視により容易に確認できるもの(規則8条の3ただし書き) (留意点：階下の床面の適切な浸透防止措置など)	適・否		
B	1	イ	施設本体が床面に接し、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体が接する床面がA基準の1のイに適合しない場合	施設本体の下部以外の床面及び周囲について、A基準に適合	適・否	B基準 <input type="checkbox"/>	
		ロ	漏えい等の検知装置が適切に配置されていること又はこれと同等以上の措置が講じられていること	適・否			
※イ、ロのいずれにも適合すること							
	2		施設本体が、漏えいを目視確認できるように床面から離して設置され、施設本体の下部の床面がA基準の1のイに適合しない場合	施設本体の下部以外の床面及び周囲について、A基準に適合	適・否		

(注) A基準区分3 (規則8条の3ただし書き) の規定については、地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアルP49~50を参照

イ 配管等の対象箇所の基準

(地上配管：有・無，地下配管：有・無) ←該当を○で囲む

対象	基準	区分	内容	適合状況	現状 (具体的に記載)	基準
(地上)配管等	A	イ	(1) 漏えいの防止に必要な強度を有すること (留意点：使用時に想定される圧力(内圧、外圧))	<input checked="" type="radio"/> 適・否	配管：〇〇製、設計圧力△△MPa ポンプ：●●製、最大使用圧力▲▲Mpa 通常使用□□Mpa	A基準 <input checked="" type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適
			(2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること (留意点：溶液の性状等への耐性など)	<input checked="" type="radio"/> 適・否	〇〇製、△△への耐性あり	
			(3) 外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること (ただし、設置される条件下で腐食するおそれがない場合はこの限りでない。)	<input checked="" type="radio"/> 適・否	■●で外面をコーティングし腐食を防止	
	※イ(1)~(3)のすべてに適合すること					
		ロ	漏えいが目視により容易に確認できるように床面から離して設置されていること	適・否		B基準 <input type="checkbox"/>
B	1		漏えいが目視で確認できるように設置されていること	適・否		

地下 配管等	A	2	イ 配管等をトレンチ内に設置している場合			A基準 <input type="checkbox"/> 適合 <input checked="" type="checkbox"/> 不適 ↓ B基準 <input checked="" type="checkbox"/>
			トレンチの床面及び側面は、コンクリート等の不浸透性材料によること	<input checked="" type="radio"/> 適・否	床面厚さ200mmのコンクリート、水密性あり、継ぎ目なし	
			トレンチの床面の表面は、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆されていること	適・ <input checked="" type="radio"/> 否	被覆なし、漏出時、△△が浸透するおそれあり	
		ロ 配管等をトレンチ内に設置していない場合				
		(1) 漏えいの防止に必要な強度を有すること	適・否			
	(2) 容易に劣化するおそれのないものであること	適・否				
	(3) 外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること (ただし、設置される条件下で腐食するおそれがない場合はこの限りではない。)	適・否				
	※(1)～(3)のすべてに適合すること					
	ハ イ又はロと同等以上の効果を有する措置が講じられていること	適・否				
	B	2	イ トレンチ内に設置されていること	<input checked="" type="radio"/> 適・否		
ロ 配管等からの漏えい等の検知装置、又は有害物質を含む水の流量変動の計測装置の適切な配置等の漏えい等を確認できる措置が講じられていること			適・ <input checked="" type="radio"/> 否	トレンチ内に漏えい検知装置設置済み		
ハ イ又はロと同等以上の効果を有する措置が講じられていること			適・否			

(注) 配管等とは、施設に付帯する配管本体、継手類、フランジ類、バルブ類、ポンプ設備等をいい、有害物質を含む水が流れる部分が構造等に関する基準の適用対象となる。
また、人が入るような幅広のトレンチには地上設置の基準が適用される。

ウ 排水溝等の基準

(排水溝： 有 ・ 無) ←該当を○で囲む

対象	基準	区分	内容	適合状況	現状（具体的に記載）	基準
排水溝等	A	1	イ 地下への浸透の防止に必要な強度を有すること (留意点：継ぎ目部の強度)	<input checked="" type="radio"/> 適・否	床面厚さ100mmのコンクリート、水密性あり、継ぎ目なし	A基準 <input checked="" type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適 ↓ B基準 <input type="checkbox"/>
			ロ 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること	<input checked="" type="radio"/> 適・否	△△に耐性があり、容易に劣化のおそれなし	
			ハ 表面は、有害物質の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆されていること	<input checked="" type="radio"/> 適・否	○で被覆、耐薬品性あり	
		※イ～ハのすべてに適合すること				
	2	1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	適・否			
	B	1	排水溝等からの地下への浸透の検知装置、有害物質を含む水の流量変動の計測装置の適切な配置等の地下への浸透を確認できる措置が講じられていること	適・否		
2		1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	適・否			

(注) 排水溝等とは施設に付帯する排水溝、排水管、排水ます、排水ポンプ等の排水系統の設備をいい、有害物質を含む水が流れる部分が構造等に関する基準適用の対象となる。
側溝（漏えいした場合有害物質が流れる場所）については、ア床面及び周囲に該当。

エ 地下貯蔵施設の基準

(地下貯蔵施設： 有 ・ 無) ←該当を○で囲む

対象	基準	区分	内 容	適合状況	現状（具体的に記載）	基準			
地下貯蔵施設	A	1	イ タンク室内に設置される構造、二重殻構造等の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質であること	適・否		A基準 □ 適合 □ 不適			
			ロ 外面は、腐食を防止するための措置が講じられていること (設置される条件下で、腐食するおそれのないもの場合は、この限りでない) (留意点：迷走電流の発生等に伴う腐食を考慮した材料の選択や防食措置など)	適・否					
			ハ 貯蔵施設の内部の水量の表示装置の設置等の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること	適・否					
			※イ～ハのすべてに適合すること						
	2	1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること			適・否		B基準 □		
	B	1	1	イ 貯蔵施設の内部の水量の表示装置の設置等の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること	適・否				
				ロ 貯蔵施設からの漏えい等の検知装置、有害物質を含む水の流量変動の計測装置の適切な配置等の漏えい等を確認できる措置が講じられていること	適・否				
				※イ、ロのすべてに適合すること					
				2	イ 貯蔵施設の内部の水量の表示装置の設置等の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること			適・否	
ロ 有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、内部にコーティングが行われていること	適・否								
※イ、ロのすべてに適合すること									
3	1又は2と同等以上の効果を有する措置が講じられていること			適・否					

オ 有害物質使用特定施設等に係る使用の方法に関する基準

対象	基準	区分	内 容	適合状況	現状（具体的に記載）	基準
有害物質に係る使用特定施設等に	A	1	イ 有害物質を含む水の受け入れ、移替え及び分配等の作業は、有害物質を含む水が飛散、流出、地下浸透しない方法で行うこと	○ 適・否	有害物質の受け入れは防液堤内で行う。移送は固定配管により行う。	A基準 ☑
			ロ 有害物質を含む水の補給状況や設備の作動状況の確認等の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること	○ 適・否	作業前に各種施設・装置の点検を実施する。 液面計を設置し、異常時に警報が鳴る。	
			ハ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること	○ 適・否	漏えいした水を吸着・回収する設備設置 吸着・回収した水は産廃業者に処分委託	
			ニ イ～ハに掲げる使用の方法、点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること	○ 適・否	有害物質管理標準書	
			※イ～ニのすべてに適合すること			

水質汚濁防止法に係る構造基準等の適合状況チェックリスト

(有害物質使用特定施設 有害物質貯蔵指定施設) の構造基準

※原則として対象施設毎に作成

記載例 2

この番号の欄には水質汚濁防止法に係る構造基準等の適合状況確認一覧表の左端の欄の番号を入れてください。

作成日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

番号 4 施設名 貯蔵タンク (ダунк1)

ア 施設の床面及び周囲の基準 (施設本体の構造基準はない)

対象	基準	区分	内容	適合状況	現状 (具体的に記載)	基準
床面及び周囲	A	イ	床面は、コンクリート、タイル等の不浸透性材料による構造であること (留意点：コンクリートでは水密性。継ぎ目からの浸透防止)	<input checked="" type="radio"/> 適・否	床面厚さ100mmのコンクリート、水密性あり、継ぎ目なし	A基準 <input checked="" type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適 ↓ B基準 <input type="checkbox"/>
			床面は、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆されていること (留意点：揮発性有機化合物、酸、アルカリ性の溶液などの腐食性(例：フラン樹脂など))	<input checked="" type="radio"/> 適・否	耐溶剤性の〇〇で被覆	
		□ 防液堤、側溝、ステンレス鋼の受皿等が設置されていること (留意点：想定される流出量に応じた容量の確保など)	<input checked="" type="radio"/> 適・否	施設は防液堤内に設置、タンク容量△△m ³ >防液堤容量□□m ³		
	※イ、ロのいずれにも適合すること					
	2	1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	<input checked="" type="radio"/> 適・否	施設の傍にポンプ及び吸着マットを設置しており、流出時、迅速に回収可能		
	3	施設本体が設置される床の下の構造が、床面からの漏えいを目視により容易に確認できるもの(規則8条の3ただし書き) (留意点：階下の床面の適切な浸透防止措置など)	適・否			
B	1	イ 施設本体が床面に接し、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体が接する床面がA基準の1のイに適合しない場合	施設本体の下部以外の床面及び周囲について、A基準に適合	適・否		
		ロ 漏えい等の検知装置が適切に配置されていること又はこれと同等以上の措置が講じられていること		適・否		
	※イ、ロのいずれにも適合すること					
2	施設本体が、漏えいを目視確認できるよう床面から離して設置され、施設本体の下部の床面がA基準の1のイに適合しない場合	施設本体の下部以外の床面及び周囲について、A基準に適合	適・否			

(注) A基準区分3 (規則8条の3ただし書き) の規定については、地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアルP49~50を参照

イ 配管等の対象箇所の基準

(地上配管：有・無，地下配管：有・無) ←該当を○で囲む

対象	基準	区分	内容	適合状況	現状 (具体的に記載)	基準
(地上)配管等	A	イ	(1) 漏えいの防止に必要な強度を有すること (留意点：使用時に想定される圧力(内圧、外圧))	適・否		A基準 <input checked="" type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適 ↓ B基準 <input type="checkbox"/>
			(2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること (留意点：溶液の性状等への耐性など)	適・否		
			(3) 外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること (ただし、設置される条件下で腐食するおそれがない場合はこの限りでない。)	適・否		
	※イ(1)~(3)のすべてに適合すること					
	□	漏えいが目視により容易に確認できるよう床面から離して設置されていること	<input checked="" type="radio"/> 適・否	配管は床面から離して作業場の壁に沿って設置、目視により容易に確認可能		
B	1	漏えいが目視で確認できるように設置されていること	適・否			

地下 配管等	A	2	イ 配管等をトレンチ内に設置している場合			A基準 <input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適 ↓ B基準 <input type="checkbox"/>
			トレンチの床面及び側面は、コンクリート等の不浸透性材料によること	適・否		
		トレンチの床面の表面は、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆されていること	適・否			
		ロ 配管等をトレンチ内に設置していない場合				
		(1) 漏えいの防止に必要な強度を有すること	適・否			
	(2) 容易に劣化するおそれのないものであること	適・否				
	(3) 外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること (ただし、設置される条件下で腐食するおそれがない場合はこの限りではない。)	適・否				
	※(1)～(3)のすべてに適合すること					
	ハ イ又はロと同等以上の効果を有する措置が講じられていること	適・否				
	B	2	イ トレンチ内に設置されていること	適・否		
ロ 配管等からの漏えい等の検知装置、又は有害物質を含む水の流量変動の計測装置の適切な配置等の漏えい等を確認できる措置が講じられていること			適・否			
ハ イ又はロと同等以上の効果を有する措置が講じられていること			適・否			

(注) 配管等とは、施設に付帯する配管本体、継手類、フランジ類、バルブ類、ポンプ設備等をいい、有害物質を含む水が流れる部分が構造等に関する基準の適用対象となる。
また、人が入るような幅広のトレンチには地上設置の基準が適用される。

ウ 排水溝等の基準

(排水溝： 有 ・ 無) ←該当を○で囲む

対象	基準	区分	内容	適合状況	現状 (具体的に記載)	基準
排水溝等	A	1	イ 地下への浸透の防止に必要な強度を有すること (留意点：継ぎ目部の強度)	<input checked="" type="radio"/> 適・否	床面厚さ100mmのコンクリート、水密性あり、継ぎ目なし	A基準 <input checked="" type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適 ↓ B基準 <input type="checkbox"/>
			ロ 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること	<input checked="" type="radio"/> 適・否	■■製、容易に劣化のおそれなし	
		ハ 表面は、有害物質の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆されていること	<input checked="" type="radio"/> 適・否	耐溶剤性の○○で被覆		
		※イ～ハのすべてに適合すること				
	2	1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	適・否			
	B	1	排水溝等からの地下への浸透の検知装置、有害物質を含む水の流量変動の計測装置の適切な配置等の地下への浸透を確認できる措置が講じられていること	適・否		
2		1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	適・否			

(注) 排水溝等とは施設に付帯する排水溝、排水管、排水ます、排水ポンプ等の排水系統の設備をいい、有害物質を含む水が流れる部分が構造等に関する基準適用の対象となる。
側溝 (漏えいした場合有害物質が流れる場所) については、ア床面及び周囲に該当。

エ 地下貯蔵施設の基準

(地下貯蔵施設： 有 ・ 無) ←該当を○で囲む

対象	基準	区分	内 容	適合状況	現状（具体的に記載）	基準	
地下貯蔵施設	A	1	イ タンク室内に設置される構造、二重殻構造等の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質であること	適・否		A基準 <input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適 	
			ロ 外面は、腐食を防止するための措置が講じられていること (設置される条件下で、腐食するおそれのないもの場合は、この限りでない) (留意点：迷走電流の発生等に伴う腐食を考慮した材料の選択や防食措置など)	適・否			
			ハ 貯蔵施設の内部の水量の表示装置の設置等の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること	適・否			
			※イ～ハのすべてに適合すること				
	B	2	1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	適・否		B基準 <input type="checkbox"/>	
			※イ、ロのすべてに適合すること				
	B	1	イ 貯蔵施設の内部の水量の表示装置の設置等の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること	適・否			
			ロ 貯蔵施設からの漏えい等の検知装置、有害物質を含む水の流量変動の計測装置の適切な配置等の漏えい等を確認できる措置が講じられていること	適・否			
		※イ、ロのすべてに適合すること					
		2	イ 貯蔵施設の内部の水量の表示装置の設置等の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること	適・否			
ロ 有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、内部にコーティングが行われていること	適・否						
※イ、ロのすべてに適合すること							
3	1又は2と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	適・否					

オ 有害物質使用特定施設等に係る使用の方法に関する基準

対象	基準	区分	内 容	適合状況	現状（具体的に記載）	基準
有害物質に係る使用特定施設等に	A	1	イ 有害物質を含む水の受け入れ、移替え及び分配等の作業は、有害物質を含む水が飛散、流出、地下浸透しない方法で行うこと	<input checked="" type="checkbox"/> 適・否	有害物質の受け入れは防液堤内で行う。移送は固定配管により行う。	A基準 <input checked="" type="checkbox"/>
			ロ 有害物質を含む水の補給状況や設備の作動状況の確認等の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること	<input checked="" type="checkbox"/> 適・否	作業前に各種施設・装置の点検を実施する。液面計を設置し、異常時に警報が鳴る。	
			ハ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること	<input checked="" type="checkbox"/> 適・否	施設の傍にポンプ及び吸着マットを設置、漏えいを想定した回収訓練を年1回実施	
			ニ イ～ハに掲げる使用の方法、点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること	<input checked="" type="checkbox"/> 適・否	有害物質管理標準書、原料受け入れ作業標準書	
			※イ～ニのすべてに適合すること			